埋立基準

		埋立基準	汚泥	燃え殻	ばいじん	鉱さい
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	○	○	○	○
	水銀又はその化合物	0.005mg/L	○	○	○	○
2	カドミウム又はその化合物	0.3mg/L	○	○	○	○
3	鉛又はその化合物	0.3mg/L	○	○	○	○
4	有機りん化合物	1mg/L	○			
5	六価クロム化合物	1.5mg/L	○	○	○	○
6	ひ素又はその化合物	0.3mg/L	○	○	○	○
7	シアン化合物	1mg/L	○			
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	○			
9	トリクロロエチレン	0.3mg/L	○			
10	テトラクロロエチレン	0.1mg/L	○			
11	ジクロロメタン	0.2mg/L	○			
12	四塩化炭素	0.02mg/L	○			
13	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	○			
14	1,1-ジクロロエチレン	1.0mg/L	○			
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	○			
16	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	○			
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	○			
18	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	○			
19	チウラム	0.06mg/L	○			
20	シマジン	0.03mg/L	○			
21	チオベンカルブ	0.2mg/L	○			
22	ベンゼン	0.1mg/L	○			
23	セレン	0.3mg/L	○	○	○	○
24	1,4-ジオキサン	0.5mg/L	○	○	○	
25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g		○	○	
26	含水率	85%以下	○			
27	油分	5%以下	○			
28	熱しゃく減量	10%以下		○		

備考1. この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により令第六条第一項第三号ハ(1)から(5)までに掲げる産業廃棄物、同号カ、ヨ若しくはタに規定する産業廃棄物、指定下水汚泥若しくは鉱さい若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの又は廃PCB等若しくはPCB汚染物の焼却により生じた燃え殻、汚泥若しくはばいじんに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第

備考2. 「検出されないこと」とは、第四条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。